

学校法人福岡大学  
理事長 貫正義 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡  
理事長 朝見 行弘  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号博多大博通ビルディング8階  
TEL 092-432-2330 / FAX 092-432-2340



## 申入書

当機構は、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって2009年9月に設立され、2012年11月に消費者契約法に基づき内閣総理大臣より適格消費者団体としての認定を受けております。

当機構は、消費者契約法等に基づいて消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れを行い、差止請求訴訟を提起するとともに、消費者被害の救済に必要と思慮する場合においては、任意の申入れを行うなど、消費者裁判手続特例法に基づく損害賠償請求訴訟を提起する権限を有する特定適格消費者団体の認定を受けるべく活動を展開しています。

さて、貴法人は、2018年12月8日、貴法人の運営する福岡大学医学部の一般入学試験および推薦入学試験において、2010年度以降、浪人生である志願者につき、高校の調査書等の評価を点数化するにあたって不利益な取り扱いを行っていたことを公表しました。この公表は報道機関に対してなされたものであり、貴法人のウェブサイトなどにおいて公式に公開されておらず、必ずしも当機構がその詳細を把握できる状況にはございません。

しかし、当機構において、集めた情報により検討を加えた結果、貴法人には、2010年度以降の福岡大学医学部の一般入学試験および推薦入学試験における志願者のうち浪人生に対して、合格者を除き、不法行為または債務不履行に基づく損害賠償義務が認められるとの結論に達しました。そこで、当機構は、貴法人に対し、下記のとおり申入れを行うこととします。

つきましては、本申入れに対する貴法人のご回答を、2019年2月1日までに、書面にて上記当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れおよびこれに対するご回答については、ご回答の有無を含め、その回答の内容等について当機構のウェブサイト等に適宜公表させていただきますのでご留意ください。

## 記

### 第1 申入れの趣旨

2010年度から2018年度の福岡大学医学部の一般入学試験および推薦入学試験における志願者のうち浪人生（合格者を除く）に対し、少なくとも入学検定料相当額の返還を内容とする被害回復措置を講じるよう求めます。

### 第2 申入れの理由

- (1) 貴法人は、2010年度以降2018年度までの福岡大学医学部の入学試験において、一般入学試験にあつては、高校の調査書等を点数化するにあつて、現役生である志願者には最高20点、1浪生の志願者には最高10点、2浪生以上の志願者については0点を、また推薦入学試験にあつては、現役生である志願者には最高10点、1浪生には0点の加算（なお、推薦入学試験において、2浪生以上は志願資格を有しない。）を加算してきました。これは、現役生である志願者に対して有利な、浪人生である志願者について不利な取り扱いを行うものにほかならず、合理的な根拠を欠くものであり、到底看過することのできないものと言わざるを得ません。

また、この選考基準については、あらかじめ学生募集要項等に記載がなされておらず、志願者において、これを知ることはできませんでした。

- (2) 入学試験としての受験契約は、その合格者に在学契約の申込資格を付与し、あるいは合格者に在学契約の予約完結権を付与する契約であり、その合格者の選考にあつては、公正かつ合理的な選考基準が保証されなければなりません。そして、その選考基準については、可能な限り公開されるべきであり、特に志願者の属性によって異なる選考基準を設ける場合には、基準に適合しない志願者の受験を避けるため、学生募集要項等において事前にその基準を周知することが求められます。

しかし、貴法人が、志願者について浪人の期間によって高校の調査書等の評価に差を設けるといふ選考基準は、それ自体不合理であるのみならず、学生募集要項等における事前の告知がなされていないことは、公正かつ合理的な選考基準に基づく公平な志願者の選考を行っていなかったものと言わざるを得ず、浪人生である志願者（合格者を除く）に対する不法行為または債務不履行を構成するものと考えられます。

- (3) そして、浪人生である志願者は、その選考基準により不利益を被ることがあらかじめ明らかにされていたのであれば、福岡大学医学部を受験しないという選択肢を選ぶことが考えられたにもかかわらずその機会を奪われ、入学検定料の支出を強いられたのであつて、この選考基準によりその合否に影響が生じたか否かにかかわらず、少なくとも当該志願者が支払った入学検定料相当額の損害を被ったものといふことができます。

- (4) そこで、当機構は、貴法人に対し、2010年度から2018年度における福岡大学医学部の一般入学試験および推薦入学試験の志願者のうち浪人生である者に対して、合格者を除き、少なくとも当該志願者が支払った入学検定料相当額の返還を内容とす

る被害回復措置を講じるよう申し入れます。

- (5) なお、被害回復措置を講じるにあたっては、上記選考基準における「浪人生」、「1浪生」、「2浪生」などの前提として用いられている「浪人」という概念については、①高校卒業と同時に福岡大学医学部を受験し、不合格となったため受験を繰り返した志願者、②高校卒業と同時に就職し、一定期間社会人を経験した後、初めてあるいは繰り返し福岡大学医学部を受験した者、③高校卒業と同時に他の大学に進学し、在学中に初めてあるいは繰り返し福岡大学医学部を受験した者など、どのような場合をもって「浪人」と捉えるのか不明確であることから、その定義および要件を明確にしてください。

以上